

番号	(1)
項目	管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を昨年度の人事委員会勧告以上に引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止すること。廃止できない場合は管理職の支給割合を引き下げること。
<p>(回答)</p> <p>職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第24条第1項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであり、同2項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりますことから、廃止は困難であると考えております。</p> <p>給与負担等の権限移譲に伴う交渉におきまして、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算について、大阪市と同様の取扱いで運用させていただくと提案させていただいたとおりでございます。</p> <p>支給割合を引き下げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(3)
項目	<p>勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有しますことから、成績率の適用をやめることにつきましては、困難でございます。</p> <p>評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまでも勤務実績のよりの確かな反映のために、平成19年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。</p> <p>令和元年度からは、平成30年度より実施している人事評価結果を勤勉手当へ反映させることとし、この点につきましては、給与負担等の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p>

番号	(4)
項目	勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>本市学校園以外に勤務する会計年度任用職員の場合、当該年度の任用期間が6か月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上の職員が、期末手当の支給対象となります。</p> <p>本市学校園に勤務する会計年度任用職員の場合、月額報酬の職、及び時間額報酬の職であっても、当該年度の任用期間が6か月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の非常勤講師がこれに該当いたします。</p> <p>今後とも、引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 指導部 教育活動支援担当

番号	(5)
項目	再任用職員の支給割合を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求いただきました再任用職員の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(6)
項目	常勤講師の賃金を教育職 2 級に格付けること。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務職員との均衡を考慮し、本務職員が昇給可能な年齢まで前歴を加算できるよう、給料表において適用号給の上限を 125 号給から 157 号給へ、令和 2 年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員給与・厚生担当

番号	(7)
項目	非常勤講師の賃金を、在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり2,880円としております。</p> <p>今後とも、引き続き、他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(8)
項目	教職員組織の活性化を図るため役職定年制を導入し、再任用校長等の役職を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>役職定年制の導入につきましては、今後とも、引き続き、国や他都市の動向を注視しつつ、市全体の制度の中で検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(9)
項目	定年延長制度の方針について現時点で決まっている内容を提示すること。
<p>(回答)</p> <p>現在、国や他都市の状況等を踏まえ、定年引上げに伴う給与・勤務条件制度について検討しているところです。制度設計ができ次第、早急に提案するとともに、交渉・協議してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員給与・厚生担当